

# 三重県スキー連盟選手選考規程

平成 9 年 1 1 月 1 6 日	規程制定
平成 1 0 年 6 月 1 0 日	施 行
平成 1 3 年 1 2 月 1 日	改 訂
平成 1 5 年 5 月 1 1 日	改 訂
平成 2 1 年 9 月 1 4 日	改 訂

## (目 的)

第 1 条 三重県及び本連盟を代表して、県外大会に出場する選手の選考方法を定め、公正で適切な選考を図るためにこの規程を設ける。

## (選考委員会)

第 2 条 選手選考委員会は、県外大会に出場する選手を選考する。

2 選手選考委員会は、会長が指名する理事 5 名以上を含む 1 0 名以内で組織し、委員長は会長が指名する。

## (国体選考基準)

第 3 条 国民体育大会の選手選考は国民体育大会参加規程により、選考委員会で選考し理事会に報告する。

2 国民体育大会参加規程を満足し、かつ S A J ポイント優秀者は選考及び出走順について会長推薦を受けることができる。

## (中日大会選考基準)

第 4 条 中部日本スキー大会の選手は次により、選手選考委員会で選考し理事会に報告する。

- (1) 三重県予選会の上位者。
- (2) 入賞が可能な者として、本連盟会長が推薦する者。

## (中日大会推薦基準)

第 5 条 第 4 条において会長が推薦する者は、次の各項に該当する者をいう。

- (1) 当年度の S A J , S A M ポイントで、部別出場者を上回るポイントを有する者。
- (2) 前年度及び当年度の公認大会成績優秀者で、本大会での入賞が可能と考えられる者。
- (3) (1) (2) 号に該当し、公務により予選会への参加が出来ない旨、予め所属長名の書面で申し出た者。

## (県外大会)

第 6 条 その他の県外大会出場選手は、担当本部が選考し、理事会に報告する。

## (義 務)

第 7 条 出場を許された選手は、選手団の一員として、行動しなければならない。

- 2 公務によりやむを得ず同一行動が取れない場合は、選考会に先立ち、理由を記した所属長名の書面で申し出ること。なお、その可否は理事会で決議する。
- 3 出場選手は競技ルールに精通し、本県の代表として、誇りある行動に務めなければならない。
- 4 本規程に違反し、不正に出場しようとした選手は、代表の権利を失う。